〇品田委員長 開会いたします。

全員出席でありますので、ただいまから会議を開きます。

議題に入る前に、5月28日に開催された正副委員長会議での確認事項をお手元に配付しておりますが、委員会の統一的な運営を図るための確認事項であるので、御一読の上、御承知おき願いたいと思います。

それでは議題に入ります。最初に、令和3年第2回定例会提出議案について、理事者から説明を お願いします。

○三宮経済部長 議案第1号及び議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、経済部 所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書第4号、2ページを御覧ください。歳出7款1項1目商業振興費、感染防止対策協力支援金24億9千907万8千円でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施に伴う休業や営業時間短縮要請等に応じた飲食店などへ支援金を給付しようとするものでございます。さきの第3回臨時会におきまして、5月16日から5月31日までの休業などの要請に応じた飲食店等に対して給付する補正予算について議決をいただいたところでございますが、緊急事態措置の期間が6月20日まで延長されたことに伴いまして、支援金等の予算額を増額しようとするものでございます。

続きまして、補正予算書第5号、6ページを御覧いただきたいと思います。7款1項1目商業振興費、観光社交飲食業活性化事業補助金2千100万円でございます。新型コロナウイルスの拡大による外出自粛などにより、大きな影響を受けてきたさんろくエリアを中心とした観光・社交飲食業を応援するため、利用者の分散を図りながらさんろくエリアを回遊する、スマートフォンを活用した飲食店スタンプラリーを実施する実行委員会に対しまして、補助金を交付しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高橋観光スポーツ交流部スポーツ課長 議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、 観光スポーツ交流部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書第5号の6ページを御覧ください。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、7款1項4目の大雪カムイミンタラDMO推進費における650万円の増額であります。これは、本年の3月29日に、本市の観光スポーツの振興及び中心市街地の活性化等に対して市内企業グループからいただきました寄附金を財源とするものであり、着地型観光の推進のために各種モデル事業を実施する大雪カムイミンタラDMOが、観光アクティビティー用品を購入する費用として650万円を増額しようとするものでございます。財源は、全額一般財源となっております。

続きまして7ページ、10款6項1目の管理事務費における228万5千円の増額であります。 これは、先ほどと同じ企業グループからの寄附金を財源に、クロスカントリースキーコースなどの 整備及び管理に使用するスノーモービル2台を購入する費用として、228万5千円を増額しよう とするものでございます。財源は、全額旭川市スポーツ振興基金となっております。

以上が、観光スポーツ交流部所管分の補正予算であります。よろしくお願いいたします。

〇品田学校教育部長 議案第2号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、学校教育部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書第5号の6ページを御覧ください。10款1項教育総務費、3目教育指導費、いじめ問題対策推進費280万8千円につきましては、いじめ防止対策推進法に規定される重大事態の調査に係る委員報酬及び調査費用について補正を行うものでございます。

次に、1つ下の項目の10款2項小学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額22万円、次の7ページの10款3項中学校費、2目教育振興費、修学旅行等関連費、補正額1千554万5千円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった小中学校の修学旅行のキャンセル料を支援するというものでございます。

学校教育部からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇品田委員長 委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 では、本日は議案の説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

次に、報告事項について、まず、令和3年第2回定例会提出議案に関わる事項について、理事者から報告願います。

〇品田学校教育部長 初めに、総務常任委員会所管事項ではありますが、学校教育部に関わりのある議案につきまして御説明いたします。

議案第27号、契約の締結であります。これにつきましては、東栄小学校校舎解体工事でありますが、東栄小学校の増改築事業の推進に伴い、令和3年1月15日から新校舎の供用を開始いたしましたことから、旧校舎の解体工事を行うものでありまして、議案にお示しした内容で契約を締結しようとするものでございます。なお、工期につきましては令和3年11月10日までとなってございます。

次に、報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてのうち、 学校教育部所管分につきまして御説明いたします。いずれの事業も完了が令和3年度となりますこ とから、議案の別紙、令和2年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書にお示しをしております1 0款2項小学校費、事業名、給食施設整備費、学校感染症対策・教育活動費、学校施設大規模改修 費、東栄小学校増改築費、千代田小学校増改築費及び10款3項中学校費、事業名、学校感染症対 策・教育活動費、学校施設大規模改修費につきましては繰越しを行いましたので、地方自治法施行 令第146条第2項の規定により、議会に御報告を申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

〇三宮経済部長 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、 経済部に関わりがございます部分につきまして御報告を申し上げます。

報告第2号、別紙の令和2年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。5款1項 労働費、中小企業緊急雇用維持助成金、繰越額が73万4千486円、また、7款1項商工費、中 小企業振興資金融資事業費、繰越額1千770万2千864円、クリーニングサポート事業費、繰 越額4千730万5千円、テイクアウト飲食券発行費、繰越額1億6千496万4千20円、地酒 で乾杯応援費、繰越額4千万円、旭川生花キャンペーン支援費、繰越額1千812万円、立地環境 調査支援費、繰越額546万7千円でございます。これら7事業につきましては、新型コロナウイ ルスに係る経済対策事業でございまして、令和2年度中に事業が完了しなかったことから、令和3年度に繰越しをしたところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○高橋観光スポーツ交流部スポーツ課長 報告第2号の令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許 費繰越しの報告につきまして、総務常任委員会の所管ではありますが、観光スポーツ交流部に関わ りがございますので御報告させていただきます。議案の別紙、令和2年度旭川市一般会計繰越明許 費繰越計算書の裏面にございます、7款1項、旭川宿泊応援事業費1億4千525万6千408円 につきまして、国の令和2年度補正予算である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 を活用した事業であり、令和3年第1回定例会におきまして補正予算の議決をいただいたところで ございますが、事業の完了が令和3年度となりますことから、翌年度に繰り越したところでござい ます。

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○和田農政部長 報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、 農政部所管分につきまして御説明を申し上げます。別紙、繰越明許費繰越計算書、6款農林水産業 費、1項農業費の経営体育成強化支援費で、令和3年第1回定例会におきまして、令和2年度旭川 市一般会計補正予算における繰越明許費補正として議決いただいたところであり、事業の繰越額に つきましては645万円で、財源内訳は、全額道支出金となっております。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。よろしくお願い を申し上げます。

〇品田委員長 委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 それでは、ここまでの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をお願いいたします。

〇品田学校教育部長 旭川市いじめ防止等対策委員会について、御報告いたします。

このことにつきまして5月の本常任委員会において、本年2月13日に行方不明となり、3月23日に市内の公園で遺体で発見されました生徒に関する一連の事案について重大事態とし、旭川市いじめ防止等対策委員会において調査を実施することを御報告したところでございますが、その後、2回の対策委員会会議を開催いたしましたので、その状況について御報告をさせていただきます。

お手元にお配りをしております資料、旭川市いじめ防止等対策委員会の実施状況についてを御覧ください。第1回の会議は5月21日に開催をいたしました。北海道臨床心理士会から推薦のあった高谷委員と、北海道教育大学から推薦のあった平野委員につきまして、当該生徒の保護者の了解の上で新たに委嘱し、4名の委員により開催をしております。議事といたしましては、本対策委員会の条例上の位置づけや本事案の経緯、大まかな調査の流れなどについて確認し、調査を実施する上で必要となる委員の構成ですとか、資料等について御審議をいただき、第2回の会議における円滑な調査の開始につなげるための意見をいただいたところでございます。

第2回の会議は6月4日に開催をいたしました。第1回会議でいただいた意見を踏まえまして、 旭川弁護士会から委員として推薦のあった辻本委員と、臨時委員として推薦のあった松ヶ瀬委員、 北海道臨床心理士会から臨時委員として推薦のあった武田委員、旭川市医師会から臨時委員として推薦のあった中條委員を新たに委嘱いたしまして、8名の委員により開催をしております。委員の互選により、弁護士の辻本委員が委員長に選出され、教育長から辻本委員長に諮問書を手交いたしまして、1、いじめの事実関係の調査と検証、2、当該生徒が死亡に至った過程の検証、3、学校と市教委の対応調査と課題検証、4、今後の再発防止策の4点につきまして諮問を行いました。議事につきましては、事案の概要について事務局から説明をし、関係する小中学校及び担当課が本事案に関わり作成、保管をしておりました文書を資料として各委員に提供いたしました。その後、対策委員会からの要望により、事務局が退出した中で協議が行われまして、今後の調査の進め方等について意見交換を行ったことや、調査の内容、スケジュール等については、対策委員会において改めて検討することになった旨、御報告をいただいたところでございます。また、聞き取り調査等を円滑に実施するため、新たに臨時委員に3名の弁護士を委嘱するよう意見があったところでございます。

次回の会議は7月上旬に開催する予定でありまして、対策委員会の意見を受けまして、現在、弁 護士会に推薦依頼を行っているところでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇品田委員長** 委員の皆様から御発言はございますか。
- **〇能登谷委員** 少し聞かせていただきたいと思います。今、旭川市いじめ防止等対策委員会について報告がありましたけれども、まず最初に条例上の位置づけ、さらには運用についてお聞かせいただきたいというふうに思います。通常のいじめ防止等対策委員会とこの第三者委員会の違いということも含めてお示しいただきたいと思います。
- ○末木学校教育部教育指導課主幹 旭川市いじめ防止等対策委員会は、旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例の第10条に基づき設置しておりまして、通常は年に1回の会議において、旭川市いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等のための対策に関することについて審議を行っておりますが、重大事態として対処する事案が発生した場合には、本対策委員会が調査や審議を行うこととなっております。また、同条例第12条第2項におきまして、重大事態について調査や審議する際に必要がある場合には、臨時委員を置くことができるとしております。今回、重大事態の調査のために臨時委員を加えた組織となっているところが、通常の対策委員会との違いとなっております。
- **〇能登谷委員** 同じ委員会でありながら、条例上の定めもありますけれども、重大事態であるため バージョンアップするということなのかなというふうに伺いました。この通常ではない委員会になっている間に、例えば他の案件が発生した場合は、この委員会で審議することになるのか、または 違うのか、どのような対応になるのかについてお聞かせいただきたいと思います。
- **○末木学校教育部教育指導課主幹** 現在、重大事態として調査を進めている中で、他の重大事態の案件が発生した場合の対応につきましては、本対策委員会において他の案件についての調査方法や調査組織等について審議いただき、その結果を踏まえて必要に応じて新たな委員の委嘱等の対応を行うものになると考えております。
- **〇能登谷委員** それでまた話が条例のほうに戻りますが、いじめ防止等連絡協議会等条例の中では、いじめ防止等連絡協議会とこのいじめ防止等対策委員会、さらには、いじめ問題再調査委員会の3 つの組織が位置づけられていると思いますが、それぞれの内容、そして、今回設置されるいじめ防

止等対策委員会との関係などについて、お聞かせいただきたいと思います。

〇辻並学校教育部教育指導課長 いじめ防止等連絡協議会は、小学校及び中学校の校長会の会長や関係行政機関の職員及び学識経験者など、15名以内の委員で構成することとしておりまして、年に2回、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関することですとか、その他、いじめの防止等に係る取組に関することについて協議を行っております。いじめ防止等対策委員会は、先ほども御答弁申し上げたところですが、通常は5名以内の委員で構成する組織におきまして、年に1回、旭川市いじめ防止基本方針に基づく、いじめの防止等のための対策に関することについて審議を行っておりますが、重大事態として対処する事案が発生した場合には、必要に応じて臨時委員を加え、調査や審議を行うこととなっております。また、いじめ問題再調査委員会につきましては、市長の諮問に係る事案ごとに、学識経験者のうち市長が委嘱する5名以内の委員で構成することとしておりまして、本対策委員会による調査結果の報告を受けた市長が、調査結果に対する調査が必要であると判断した場合に、再調査を行うこととなっております。

〇能登谷委員 そうしますと、市長の判断で再調査もあり得るということが盛り込まれているんだ と思うんですね。

それで、2019年6月に、今回の事案の当該生徒が川に飛び込むなどの事案が発生したとき、 この時点でいじめ防止等対策委員会にかけたのかどうか伺います。

〇辻並学校教育部教育指導課長 本事案につきましては、学校は組織的に当該生徒及び保護者への 支援や、関係児童生徒及び保護者への指導助言、関係機関への相談など、いじめ防止基本方針に準 じ、いじめ発生時と同様の対応を行っておりましたが、いじめと認知するまでには至らなかったこ とから、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態として対処することはせず、本 対策委員会への諮問等は行っていないところでございます。

○能登谷委員 5月14日の経済文教常任委員会の質疑では、いじめとは認定しなかったものの、いじめと同じ対応をしたという答弁がありました。重大事態とまで認定していなくても、例えば地元の月刊誌の報道もあったし、教育委員会も十分承知していたことですから、いじめ防止等対策委員会への事例報告くらいは当然あったと思いますけれども、いかがでしょうか。

〇辻並学校教育部教育指導課長 旭川市いじめ防止等対策委員会につきましては、重大事態として 対処する事案が発生した際には、調査、審議を行うこととなっておりまして、いじめの認知には至 らなかった本事案については、報告等は行っていないところでございます。

○能登谷委員 せっかくの委員会でありながら、重大事態以外は報告もしないと。学校や教育委員会で対応して終わりということなんですね。そうしますと、例えば2019年9月15日発売の月刊誌メディアあさひかわ10月号では、当該の中学校は取材拒否と書かれていますけれども、本件に関係する生徒が在籍していた他の中学校では、被害家族、加害家族を集めた謝罪の場を開催したという記述もありますし、当該中学は個別案件で答えられない、取材拒否を貫くということで対比させて書かれておりますけれども、そういう事実があってもいじめ防止等対策委員会には諮っていないんでしょうか。当時の事実経過はどうなっているのでしょうか。実際には謝罪の場などは当該校の中ではあったんでしょうか。それらの経過を伺いたいと思います。

〇辻並学校教育部教育指導課長 令和元年9月の謝罪の場、話合いの場につきましては、当該校、 当該生徒が在籍した学校及び関係児童生徒が在籍していた学校、それぞれにおきまして同様の形で、 代理人である弁護士の同席の下、関係児童生徒及びその保護者が当該生徒の保護者と話合いを行いまして、それぞれ謝罪を行う場面を設定しているところでございます。謝罪につきましては、いじめを認めた上での謝罪ということではなくて、それぞれの児童生徒がそれまでの経緯の中での自分の関わりについて、不適切な言動について謝罪を行ったものというふうに聞いております。

また、いじめの認知につきましては、いじめの被害児童生徒が在籍する学校が行うこととなっておりまして、今回の事案では当該生徒が在籍する学校は、いじめの認知には至らなかったところでありますので、この対策委員会への報告等は行っていなかったところでございます。

〇能登谷委員 不思議な話をされていると思うんですね。当該校でも別の学校でもそれぞれ話合いの場、謝罪の場はあったと。しかし、いじめは認定していない。言動が不適切だったから、それについては謝っている。それっていじめじゃないの。不適切な言動っていじめ以外の何があるっていうことになるの。

〇辻並学校教育部教育指導課長 事案の中身については、この場では申し上げることはできませんが、問題行動等への対応ということで、学校は対応を行っておりましたので、その中で児童生徒本人が感じた不適切な言動等について、謝罪が行われたというふうにお聞きしております。

〇能登谷委員 今回は第三者委員会の設置のことなので、それ以上は聞きませんけれども、それに しても今言われているような事実については、第三者委員会には適切に資料として提供されるんで すよね。

〇辻並学校教育部教育指導課長 関係学校が作成、保管していた資料をはじめ、教育指導課が作成、保管していた全ての資料については、第三者の機関である旭川市いじめ防止等対策委員会のほうに 提供を行っております。

○能登谷委員 それからもう一つ、6月4日のNHKのニュースウェブでは、NHKが北海道教育委員会に情報公開請求をしたと報道されました。市教委を指導する内容が書かれた2019年10月3日付の文書が残されているということです。情報公開請求で道教委が出してきた文書では、客観的に見ていじめが疑われ、女子生徒が心身の苦痛を感じていると考えられると指摘した上で、学校もいじめの疑いがあると考えて、対応策を検討し女子生徒や保護者に対応策を説明するほか、事実確認ができたら関わった生徒に謝罪させるべきだなどと求めています。それらのことが今回のNHKのニュースウェブの報道で、情報公開請求により道教委が資料を出してきたということが分かっています。同じように市教委にも求めたけれど出さなかったということも書かれているんですが、このことについて私は5月14日の経済文教常任委員会でも質疑させていただきました。そのときも明らかに市教委と道教委の主張が食い違っている。9月から3回ぐらい市教委と道教委のやり取りがあって、しかもいろんなことに区切りがついたから道教委へ報告したんだと言っているのに、10月3日になってこの指導が道教委からあるというのは相当不自然だなということで、そのときの常任委員会でも言わせていただきました。

改めて伺いますが、10月3日に道教委から指導助言があったのか。そうであれば、当然いじめ 防止等対策委員会にかける必要があったと思うんですが、そのような経過はあったのかどうか、併 せて伺いたいと思います。

〇辻並学校教育部教育指導課長 10月の末に北海道教育委員会の担当職員が、10月の上旬付で 北海道教育委員会が作成した文書を基に、口頭によりまして市教委の担当職員に指導を行ったとい うことでございますが、市教委といたしましては、道教委が意図した指導助言とは受け止めておりませんでしたので、改めて事実確認の精査ですとか認知に向けた取組等は行わずに、当該生徒と保護者への支援を重点的に行っていたところでございます。したがいまして、いじめの認知にはこの時点でも至らず、いじめ防止等対策委員会への報告等は行っていなかったところでございます。

〇能登谷委員 大変難しいですね、理解するのが困難を極めているんですけど。

いじめはないんだけれど、当該生徒には指導助言をしなければならないような、いじめ以外の何か苦痛があるということです。今日のテーマでないのでこれ以上は聞けないんですが、それにしても当時としては、このいじめ防止等対策委員会にはかける必要がないと教育委員会は判断したということですよね。ただ、この9月の市教委と道教委とのやり取りも、今回情報公開になっている10月の文書も含めて、第三者委員会には資料が全部適切に提出されるということでよろしいですか。 〇辻並学校教育部教育指導課長 先ほども御答弁申し上げましたが、私どものほうで作成、保管した全ての資料は、第三者委員会のほうに既に提出をしております。

〇能登谷委員 それでは内容を変えますが、委員の選任についても伺っていきます。先ほども少し、 部長のほうから説明がありましたけれども、委員の選任方法はどのようになっているのか、改めて お示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部教育政策課主幹 本対策委員会の委員につきましては、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づきまして、公平性、中立性が確保され、客観的な事実認定を行うことができるよう、本事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない者について、それぞれ医師会、弁護士会、臨床心理士会などの職能団体や大学等から推薦を受け、選任しております。

〇能登谷委員 私が気になっているところは、被害者側に寄り添った委員の選任になっているのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

〇工藤学校教育部教育政策課主幹 本対策委員会の委員につきましては、職能団体や大学等から推薦を受けた方につきまして、当該生徒の保護者に公平性、中立性が担保されていることを説明させていただきまして、了承いただいた上で委嘱しております。

○能登谷委員 了承いただきながら選んでいるということですので、大分配慮されているということは分かります。4月30日に当該中学の保護者らから5つの要望が提出されたということは、前の委員会でも紹介させていただいたんですが、その中で今回の事案に鑑み、市の第三者委員会の委員に女性の専門家を複数配置することを求めておりましたけれども、これについてはその後どうなったのか伺いたいと思います。

〇工藤学校教育部教育政策課主幹 本対策委員会につきましては、現在、臨時委員を含め8名の方に委嘱をしておりまして、そのうち、北海道臨床心理士会により推薦いただいた2名につきましては、女性の公認心理師・臨床心理士となってございます。

〇能登谷委員 ネット上では、私たち議会に対しても大分書き込みがありますけれども、様々な意見が寄せられておりまして、第三者委員会といっても本当に行政や教育委員会から独立したものとなっているんだろうか、行政側の都合でつくられた機関ではないのかということは、様々御意見をいただいております。この第三者委員会としての独立性はどのように保持されているんでしょうか。

〇石原学校教育部次長 本対策委員会につきましては、本事案の関係者と直接の人間関係、または

特別の利害関係を有しない者について、職能団体等からの推薦を受けた委員で構成されております。 また、事務局を担う教育委員会は、会議場所の確保などの必要最低限の業務を行いまして、調査自 体には関わらないこととしておりますことから、独立性が保持されていると考えております。

- **○能登谷委員** 特に、教育指導課はこの調査対象となるんじゃないかと思うんですが、そうであれば第三者委員会の事務局はどこが担うことになるんでしょうか。
- **〇石原学校教育部次長** 本対策委員会の事務局につきましては、同じ教育委員会内ではございますけれども、調査対象とならないと考えられる教育政策課が担うこととしておりまして、先週開催いたしました第2回の委員会からそのような取扱いとしているところでございます。
- **○能登谷委員** それでは続いて、調査内容についても少し聞かせていただきたいと思います。まず、この調査は何をどのように調査するのか、お聞かせいただきたいと思います。
- **○工藤学校教育部教育政策課主幹** 調査に当たりましては、第2回の対策委員会におきまして、教育委員会から、いじめの事実関係の調査と検証、当該生徒が死亡に至った過程の検証、学校と市教委の対応調査と課題検証、今後の再発防止策の4点につきまして諮問するとともに、本事案に関わり、担当課及び関係する小中学校が作成、保管しておりました全ての記録等を資料として提出したところであり、調査の内容や方法につきましては、諮問事項と提出した資料を基にいたしまして、今後、対策委員会において検討し決定されることになります。
- **〇能登谷委員** 対策委員会として、何をどこまでどのように判断が可能になるのか、その点も伺い たいと思います。
- **○工藤学校教育部教育政策課主幹** 教育委員会では、先ほど御答弁申し上げましたとおり、いじめの事実関係の調査と検証など、4点につきまして対策委員会に諮問を行っておりますが、調査の内容や方法、スケジュールなどの調査の具体につきましては、対策委員会におきまして当該生徒の保護者の意向も踏まえながら判断し、調査が進められるものと考えております。
- **○能登谷委員** 調査のスケジュールについても伺いたいんですが、他都市でのこれまでの類似事例 では、実際の調査期間がどれほどかかっているのか伺いたいと思います。
- **○工藤学校教育部教育政策課主幹** 児童生徒が命を亡くし、その原因にいじめが疑われる事案について、他の自治体における第三者委員会の設置から調査結果の答申までの期間の例といたしましては、令和2年度に登別市で発生した事案ではおよそ9か月となっており、その他の把握している事案では短いもので6か月、長いもので1年8か月となっております。
- **〇能登谷委員** 市教委は当初、今年の11月までに調査を終えるという考え方を示されておりました。今回、第三者委員会の中でいろいろと独自の判断もあるというふうに聞いておりますので、今現在は、どれぐらいの期間が必要になると見ているのかお聞かせください。
- **〇石原学校教育部次長** 調査終了の時期についてでございますが、当初、教育委員会では、当該生徒が亡くなったことの重大性に鑑み、また、社会的な影響が大きい事案であることから、早急に調査を開始し結果をまとめる必要があると考えまして、11月末を目途と示していたところでございますが、第2回の対策委員会における審議の結果、他の同種の事例からも目途としている時期については白紙といたしまして、当初目途としていた時期よりも後ろになるとの判断が示されているところでございます。教育委員会といたしましては、対策委員会における調査が円滑に進み、できるだけ早く調査結果をまとめていただけるよう最大限努力し、対応してまいりたいと考えてございま

す。

〇能登谷委員 これも第三者委員会が判断すべきことだとは思いますけれども、スケジュールの中には、中間報告などの途中経過を報告する内容があるのかどうか、それについても伺いたいと思います。

〇石原学校教育部次長 調査の内容や方法、スケジュール等につきましては、対策委員会で決定されるものではございますけれども、御遺族の心痛や社会的影響に鑑み、いじめに関わる事実関係も可能な限り早期に公表するなど、調査の進捗状況やプロセスをできるだけ明らかにし、透明性を担保していく必要があるものと認識しておりまして、そういったことにつきましても対策委員会で御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えてございます。

〇能登谷委員 この第三者委員会には、事実を徹底して調査していただいた上で、事の真相をつま びらかにしていただきたいというふうに願っております。

最後に、第三者委員会に調査をお願いするに当たって、学校教育部としての考え方を総括的に伺いたいと思います。

〇品田学校教育部長 本事案につきましては、尊い命が失われてしまったことを大変重く受け止めておりますし、市民の皆様をはじめ多くの方々に御心配をおかけしており、大変申し訳なく思っているところでございます。そのため対策委員会に対しましては、御遺族の意向を尊重していただきながら、専門的立場から客観的に調査結果をまとめていただきたいと考えております。また、調査の進捗状況につきましても、随時、御遺族や報道関係の皆様にもお伝えいただくとともに、早期に調査結果を公表していただければと考えているところであります。教育委員会といたしましても公平性、中立性を確保した上で対策委員会の調査が円滑に実施できるよう、事務局としての立場を踏まえ、しっかりとその役割を果たしてまいりたいと考えております。

〇品田委員長 ほかに御発言はございますか。

〇江川委員 この報告事項に関して、諮問事項のところで2点、私のほうからも伺わせていただきたく思います。

先ほど資料に関しては、全てのものを対策委員会に提出しましたということであったかと思うんですけれども、やはり求められる資料というのを適切に全て提供していただいて、そして調査される側がなるべくきちっとした対応を取っていただけたらなというふうに思っています。

そこでお伺いしますが、関係者が対策委員会の調査に応じない場合は、どのような対応となるのでしょうか。

〇石原学校教育部次長 本対策委員会につきましては、警察のような捜査権限等があるわけではございませんことから、他の自治体における事例においては、聞き取りへの協力が十分に得られない場合もあるものと承知しているところでございます。教育委員会や学校の関係者が本対策委員会の調査に対し、真摯に向き合い協力することはもちろんでございますが、関係する児童生徒や保護者に対しましても、調査の目的や意図等につきまして丁寧に説明するなどして、調査に協力していただくことが必要であると考えておりまして、教育委員会といたしましても必要に応じて依頼等を行ってまいりたいと考えてございます。

○江川委員 分かりました。なるべく多くの方にきちっと協力していただくということが必要かな というふうに思っています。 あと、この中でちょっと気になった点といたしまして、諮問事項の3番で学校と市教委の対応調査と課題検証という項目を挙げられていますけれども、国会でもここに関わって触れられていたかと思うんですが、この調査によって学校の対応に不備等があったことが分かった場合など、職員の処分についてはどのような形になるのでしょうか。

〇品田学校教育部長 文部科学省が作成をいたしました、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきましては、学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律やいじめ防止等のための基本的な方針等に照らして重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聞き取りを行った上で、客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討することと示されておりますことから、教育委員会といたしましてはこのことを踏まえまして、関係する教職員などに対応していくことになるのではないかと考えております。

〇江川委員 関係するという範囲の部分ですが、遡及するのかしないのかということについては、関わっていなかったが現在その職にある方、大きく関わっていなかった方が処分されることのないようにと考えますので、その辺りは適切に対応していただけたらと思います。終わります。

〇品田委員長 ほかに御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 続きまして、学校における感染症に係る考え方についてです。委員の皆様から御発言はございますか。

〇江川委員 今、緊急事態宣言下で5月から断続的に、児童生徒の感染が多く発表されてきている中でありますけれども、現在、学校では行事の延期があるなど学校生活に大きな影響が出てきているというふうに思います。

そこで、現在とこれからについて簡単に確認させていただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症に関わって、昨年度、学校の一斉休校ですとか分散登校などが実施されましたけれども、それらに関してどのように捉え、今後どのように対応していく考えなのかをまずお聞かせください。 〇中瀬学校教育部学校保健課長 昨年2月以降の全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、本市では国や道の要請に基づき、昨年2月から5月にかけて全市一斉の臨時休業や学校再開に向けた分散登校を行ったところでございます。これらは新たに発生した感染症から児童生徒の健康と安全を守り、感染拡大を早期に収束させることを最優先とした対応でありましたが、一方で、長期にわたる学校の一斉休業や分散登校の実施により、児童生徒の生活や学習はもとより、保護者の就労など家庭にも大きな影響を及ぼすこととなったものであり、学校再開後は児童生徒の心身の健康保持や長期休業期間内における授業日の設定、学校行事の調整など、家庭と学校が連携し、子どもたちの学びを守るために取り組んできたところでございます。

今後につきましては、この感染症に関する多くの知見が得られてきている中で、国からは地域一 斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響等の観点から避けるべきであると の考え方が示されておりまして、本市においてもこの国の考え方を踏まえ、市内一斉の臨時休業や 分散登校の実施につきましては慎重に検討してまいります。

○江川委員 地域一斉の休業や分散登校に関しては慎重に行うとのことですので、そういった点に関して、私は評価したいなというふうに思っています。今度は個別の対応になってくるかと思うんですけれども、今回の緊急事態宣言の発出によって、旭川市は道から特定措置区域に指定されるな

ど、感染者は増加しております。小中学校の関係者の感染による学級閉鎖も多くなっていますけれ ども、今年度の学級閉鎖等の実施状況と閉鎖する範囲や期間の考え方をお示しください。

〇中瀬学校教育部学校保健課長 4月以降、児童生徒や教職員の感染に伴いまして、小学校では学年閉鎖とした事案を含め、延べ数で10校の17学級、中学校では3校の3学級、合わせて13校の20学級におきまして閉鎖の措置を行っております。学級閉鎖等の範囲や期間は事案の発生ごとに保健所と協議し決定しておりますが、これまでの事案では保健所が感染者の学校内での活動状況から児童生徒等にPCR検査が必要と判断した場合、感染者が在籍する学級等について検査結果が判明し、感染拡大の有無を確認できるまでの期間として、1日から3日間程度の閉鎖としております。なお、当該学級の児童生徒等へのPCR検査により新たな感染者が確認された場合は、保健所の指導の下、学級閉鎖期間の延長や範囲の拡大等の措置を行っておりまして、これまでに学級内の検査で他の児童の感染が確認されたことにより、学級閉鎖の期間を延長した事案は2件、また複数の学級で感染者が確認されたことにより、閉鎖する学級の範囲を広げ、期間も延長した事案は1件となっておりまして、延長する期間につきましては感染者と最後に接触のあった日から2週間までを目安としております。

○江川委員 小中学校合わせて20学級ということで、インフルエンザに近い感染のステージになったというような認識が示されていたかと思うんですけれども、インフルエンザでの学級閉鎖というのが、毎年大体100学級前後あったかなと思います。それよりは少ないとはいえ、新型コロナウイルスは複数人の陽性者が確認されると、学級閉鎖を延長する期間は感染者と最後に接触のあった日から2週間ということになりますので、インフルエンザよりもかなり長期間にわたるというところがすごく心配になってきます。児童生徒の家庭、生活環境に影響があるかと思います。市内で新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、市民、児童生徒も含めて適切に情報提供する必要があるかと思うんですけれども、児童生徒など学校関係者が感染した場合の公表の範囲について、今後はどのような考え方になっていますでしょうか。

○中瀬学校教育部学校保健課長 本市では、感染者の判明により学級閉鎖等の措置を行う場合、感染者が教職員の場合は、学校名を含め、その旨を公表しておりますが、感染者が児童生徒の場合は、感染者や当該校の子どもたちをいわれのない差別や偏見等から守るため、学校名の公表を控えております。ただし、クラスターの発生などで地域への影響が大きいと考えられる場合は、感染拡大防止の観点から学校名を公表しております。今後もこれらの考え方により対応してまいりますが、新型コロナウイルス感染症に対する社会的な意識の変化などに応じ、公表や保護者への情報提供の内容等につきまして、改めて検討していくことも必要と考えております。

○江川委員 差別等を含めてということで、そういった社会的な意識の変化が進まないと、なかなかインフルエンザに近いような対応というのは難しいということで理解をいたしました。ただ、インフルエンザ等は学校の中では情報共有されていますので、せめてそのあたりだけはきちっとしていただけたらなということで検討していただきたいと思います。

児童生徒の家族が濃厚接触者となった例などがあるかと思うんですけれども、学校だけではなくて、放課後児童クラブや地域の小児科といった医療機関などと情報共有をされているんでしょうか。 〇中瀬学校教育部学校保健課長 児童生徒の家族が濃厚接触者に特定された場合、学校では直ちに保護者等からその旨の連絡を受ける体制を整えているところでありまして、その情報に基づき学校 と市教委、また、放課後児童クラブとも連携を図りながら、出席停止等の必要な対応を行っているところでございます。一方で、高校や民間の放課後児童クラブ、医療機関など、児童生徒が在籍する学校以外で利用している施設等と情報共有することは、児童生徒個人に関わる内容であるため難しく、必要に応じて保護者から学校へお伝えいただくのが適切であると考えております。

○江川委員 学校に附属しているようなイメージがあるのが、放課後児童クラブなのかなというふうに思うんですよね。放課後児童クラブのメンバーの中に学校長等も一応は入っていたりしますから、ぜひ学校と情報共有していただきたいかなと思います。共有されていないケースがやっぱり見受けられまして、保護者さんから情報を伝えなきゃいけないというのは分かるんですけれども、それで先生方がその生徒に対して何かをするというようなことではないと思うので、ぜひ情報共有するためのルートをいろんなところから確保していただけたらなというふうに思います。

令和2年の第3回臨時会において、学校の休業時における児童生徒の学びの保障の観点等から、 臨時休業中においても、オンラインによる家庭学習ができる環境を整えるというふうに説明があっ たのがタブレット端末かと思うんです。現在、様々に状況が変わって、さきの答弁でもありました が、市内全校一斉の臨時休業というのは実施の可能性が低いと思うんですよね。その一方で感染症 に関係する出席停止とか感染不安による欠席というのは増えているかと思うんですけれども、そう いう中で、このGIGAスクール用のタブレット端末をどのように活用しているのでしょうか。

○吉岡学校教育部学務課主幹 GIGAスクール用タブレット端末の活用につきましては、授業などの学校における学習活動で日常的に使用するほか、感染症や災害の発生等の非常時に、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の家庭学習用として、希望する保護者に貸出しを行うこととしております。具体的には、新型コロナウイルス感染症に係る学年・学級閉鎖時において、児童生徒の発達段階や休業期間などの状況に応じて、学校から保護者へタブレット端末の貸出しを行い、オンラインによる学習に活用しております。また、学校の臨時休業以外では新型コロナウイルス感染症の関係で出席停止や欠席となった児童生徒などに、保護者が希望した場合にはタブレット端末の貸出しをしております。今後につきましても、感染症などの状況に応じて家庭学習用としてタブレット端末の貸出しを実施してまいります。

○江川委員 それでは、貸出しを希望しない御家庭に関してはどのような対応となるのでしょうか。 また、自宅にパソコンがあるので保護者がタブレット端末を借りなくてもいいと言っている場合、 同じ環境での利用というのはできるんでしょうか。

〇吉岡学校教育部学務課主幹 タブレット端末の貸出しを希望しない場合につきましては、各学校において家庭学習の課題をプリントで配付するなど、児童生徒の学びの保障に努めるとともに、学級担任等が電話により心身の状況について確認するなどして、児童生徒の心のケアを行っております。また、自宅のパソコンなどを使用する児童生徒につきましては、インターネットと接続されていてウェブカメラとマイクを備えたパソコンやタブレット端末であれば、貸出しするタブレット端末と同じ環境でオンライン学習や朝の会への参加が可能であります。

〇江川委員 e ライブラリアドバンスとかズーム、それからグーグルワークスペースというのが同様に使えるということなんですけれども、ここでやっぱり課題となってくるのが、Wi-Fi環境の有無とかデータ容量というようなことかと思います。Wi-Fiの電波の強さというのも実はそこそこ関係しているとは思うんですよね。我が家のWi-Fiの電波は弱いものですから、電子レ

ンジを使用すると負けてしまって途中でぶつっと切れてしまうとかちょっと厳しいなと思っているんですよね。このWi-Fi環境がない家庭に対してタブレット端末を貸出しする場合があるため、モバイルWi-Fiルーターを併せて貸し出していますが、使用できるデータ容量は何ギガバイトで、それを活用してどのようなオンライン学習を実施できるのでしょうか。

○吉岡学校教育部学務課主幹 モバイルWi-Fiルーターの貸出しにつきましては、Wi-Fi環境がない御家庭を対象としており、データ容量につきましては、30日間で10ギガバイトまで使用可能となっております。オンライン学習につきましては、児童生徒が集中できる時間や健康面への影響も考慮しながら、各学校において児童生徒の発達段階に応じて、学習課題の提示や学習動画の視聴などを実施しております。また、学校で児童生徒の心身の状況を確認するために、ウェブ会議システムを活用して、学年・学級閉鎖などの臨時休業の場合は朝の会や帰りの会、出席停止の場合は教育相談などの対応を、児童生徒の状況に合わせて実施しているところでございます。

○江川委員 児童生徒のことをずっと聞いてきているんですけれども、先生が濃厚接触者になって、 陰性も確認されたけれども自宅待機だということもあると思うんです。そういったときには、やっ ぱりふだん慣れている担任の先生の顔というのが、子どもたちにとても安心感を与えると思うので、 何らかの検討はしていただきたいかなというふうに思います。

また、ズームのデータ消費量が60分で600メガバイトということで、今の旭川市の10ギガバイトの容量だと1か月で大体16時間しか使用できないため、なかなかオンライン学習というのができないんだなということが分かったんですけれど、実際にオンライン学習を実施した上での課題認識と今後の改善点、よかった点というのを伺いたいと思います。

○矢萩学校教育部学務課長 オンライン学習に関わる課題につきましては、学級・学年閉鎖時に休業期間に応じてオンラインによる授業を一部の時間で実施した学校がありますが、実践例が少なく指導内容や方法について、検証を進めていく必要があるものと認識しております。

今後の改善点といたしましては、オンラインによる授業をモデル的に試行して課題などを整理し、 その成果を全ての学校で情報共有するなど、学級・学年閉鎖期間等の状況に応じてオンラインによ る授業を効果的に実施できるよう準備を進めてまいります。

また、よかった点につきましては、オンラインで実施した朝の会などにより、先生が児童生徒の表情を見ながら心身の状況を把握することができたことであり、学びの継続だけでなく欠席中の児童生徒の不安などに対する心のケアにも一定の効果があったものと考えています。

○江川委員 現段階で使えるデータ容量とか端末の操作といった課題があるのかなと思うんですけれども、やはりよかった点として朝の会などで表情を見ることができて、とてもよかったという声が上がっていると思いますので、この先もそれだけではなくて少しずつ接触するような機会を、このデータ容量の中でも確保できるような取組をしていただきたいなと思います。そのことをお願いしまして質疑を終わらせていただきます。

〇品田委員長 ほかに御発言はございますか。

〇能登谷委員 今の関連なんですけれど、オンライン授業のことで江川さんのほうから質疑がありましたので、2点ほど追加でちょっと聞かせていただきたいと思います。

一つは、GIGAスクール構想でオンライン授業が始まって、端末も配られてモバイルルーター もあるので、家に持って帰って勉強ができるということにはなったんだけれど、教育委員会と学校 の受け止めには、いまだに温度差があるんじゃないかなと思うんですね。先週ちょっと学校の先生方と話し合う機会があって事例を紹介されたんですが、親がコロナに感染したり濃厚接触者になったりして動けないということがあって、子どもがどうしても家族の面倒を見なければならない。今、ヤングケアラーのことがいろいろと問題になっていますけれども、その家庭ではどうしてもそうせざるを得ないんだということだったので、学校側はこのときこそモバイル端末を使って授業をして、この子にも家で授業に参加してもらうようにしたいということで、教頭も校長も担任の先生も教育委員会に相談したと。そのとき、やっぱりちょっと温度差があって、それはなかなかできないんだということではね返されている。ただ、結果として、その子はその後にどうしても学校を休まなきゃならないということで、親からの申出があって休ませますということになりましたので、これはやっぱり大変だということで、もう一回教育委員会に何とかこの子にオンラインで授業を受けさせるようにできないかと要請して、特例で認めてもらったということなんです。これは今年度の4月か5月か分かりませんが、そういう事例が発生しています。

だから、今の話だと希望したら端末の貸出しもできると。私はそのためのGIGAスクールだし、 1人1台端末ではないかと思うんですよ。このときこそさっさとそれをすべきなのに、何でそれを 教育委員会は1回はね返しているのかなということはちょっと疑問でならない。こういう場合は活 用できるといった、もう少ししっかりした教育委員会としての要綱も定めなきゃならないし、学校 にもそれを教えて示して、やっぱり子どもが学校を長期に休まなければならないとか、いろんな事 情があると思うんですよね。そういうときは端末を使って授業ができるというふうにならないのか なと思うんですが、その辺はどのように考えていますか。

○矢萩学校教育部学務課長 先ほどの事例につきましては、一旦お断りした経緯があるというのは、 把握しておりませんでしたけれども、学務課といたしましてはコロナウイルス感染症の影響などに よりまして、やむを得ずお休みをしなければならない児童生徒には、端末を貸出しする方針でおり ます。その旨、学校にもお伝えしていたところでありますが、まだ十分に浸透していない部分があ ったのかと思いますので、今後周知を徹底してまいりたいと考えております。

〇能登谷委員 やっぱりきちっと要綱を定めて、こういう場合は端末を使えるよというのを広く周知するということが大事じゃないかと思いますので、その点の改善をお願いしたいと思います。

もう一つは、授業も大変なんですよね。もともとオンラインで授業をやるよと決まっていたもの じゃないので、急にやるということになったら担任の先生は授業の内容について、もともといろん な計画を立ててはいるけれどもラフな部分もありますよね。それを1週間、2週間の分をかっちり 決めておくことや、プリントも普通は当日配付すればいいんだけれど、オンラインだと授業を受け る本人が目の前にいないから、前もってプリントも渡しておかなきゃならないので、すごい負担に なったけれども、すごくいい経験になったとその先生はおっしゃってくれたんですね。

だから、そういうふうに授業の内容をオンラインでやっていかなければならないときのいろんな 仕組みとか、サポートするという点について、先ほどこれからいろいろやっていくということもお 答えになっていましたけれども、いろんな指導要領や何かについてどういうふうに定めるのか分か りませんけれども、そこのサポートも相当必要じゃないかなと思っていますので、その辺の考え方 だけちょっとお聞かせください。

〇矢萩学校教育部学務課長 まだオンライン授業というものの実施例が少ない状況にございますが、

今後、学級・学年閉鎖などで実施した学校ですとか、モデル的に試行して実施していく中で課題などを整理し、それらを学校のほうと共有をしてオンライン授業を進めやすいように、教員の方に情報提供してまいりたいと考えております。

〇能登谷委員 最後、質問ではないんですけれども、オンライン授業といっても時間の定めもありますから、一日いっぱいやるというわけにもいかないと思いますし、大人はズーム会議や何かいろんな会議だと、こちらからも書き込んで意見を言えたり、向こうから問いがあったりとか、資料をメールで送りましたとか、どんどんやり取りができますけれど、子どもたちとの関係ではそれは多分できないと思うんですね。特に小学生では難しいと思うんですよね。そういう点では相当研究課題がたくさんあると思いますので、それらも含めてぜひ改善というか、研究を進めて教育の現場で先生方が困ることがないようにしてほしいなということだけお願いして終わりたいと思います。

〇品田委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 ないようですので、ここまでの議題に関わり出席している理事者の皆さんにつきましては、退席していただいて結構です。

続きまして、児童・生徒の安心安全に関する課題についてです。委員の皆様から御発言はございますか。

○江川委員 先ほど、報告事項に関してちょっと伺いました。その範囲外であります困り事の部分について簡潔に伺ってまいりたいと思います。

今、第三者委員会が設置されている中で、当該校では落ち着かない生活が続いているかと思います。 先日の常任委員会の後、児童生徒や保護者に対するフォローを何か行ったんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 当該校における生徒の安心、安全の確保に向けた対応につきましては、4月末から5月末にかけて、全生徒を対象として教職員による個人面談とスクールカウンセラーによる相談支援を実施したところですが、現在も教職員が生徒への日常的な声かけを行い、生徒のささいな心の変化や不安を見逃さないよう努め、必要に応じてスクールカウンセラーを活用しながら個別の面談を行うなど、心のケアに取り組んでいるところです。

また、登下校の安全対策としましては、不審者に遭遇した際の対処の仕方等について生徒に指導するとともに、警察とも連携しながら教職員による通学路の巡回などの取組も行っております。

なお、当該校の保護者につきましては、スクールカウンセラーによる保護者への相談支援が可能 であることや、教育委員会に保護者が相談できる窓口を設置していることにつきまして、学校を通 して周知しているところでございます。

〇江川委員 その周知されている情報自体が、実は全く不安の解消にはなっていないよというふう に言われたりするんですよね。

今、いろんな情報がインターネットにアップされていて、昨夜も今まで関係なかった子の住所が 突然、本当のものかどうか分からないけれど上がっていたりというようなことで、保護者やその地 域に住んでいる児童、生徒の安全が揺らいでいるのかなというような印象があります。今、そうい った情報がインターネットに上げられているかと思うんですけれど、子どもたちの目にも触れるこ とが多いと思うんですよね。そういったことに対してどのような対策を行っているんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 本事案に係る情報を含め、インターネット上の特定の個人への

誹謗中傷や個人情報の公開などの不適切な書き込み等につきましては、各学校におけるネットパトロールや、北海道教育委員会の委託業者からの情報提供により早期発見に努めるとともに、学校と教育委員会が連携し、サイトの管理者等に対し削除依頼を行っております。また、違法性が疑われる書き込み等につきましては、警察にも相談しながら対応を行っております。

○江川委員 基本的には当該校に関する部分なのかなと思っているんですけれど、当該校に在籍していないような方にまで、ちょっと広がってきているのが難しいところかなと思っています。

北海道教育委員会の委託業者からの情報提供による早期発見とか、警察にも相談しながらの対応 ということだったと思うんですけれど、この当該生徒以外も含めて不適切な書き込みに対しての対 応の中で、法的な助言を受けたものなどはありますでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 インターネット上の不適切な書き込み等に関して、北海道教育委員会の委託業者からの情報提供以外の内容につきましても、違法性が疑われるものや個人情報の拡散等の対応について、本市の法務担当の弁護士や警察、旭川地方法務局の職員から削除要請の具体的な方法などの法律的助言や相談窓口の紹介を受けているところでございます。

○江川委員 旭川市の法務担当の弁護士とか警察、それから旭川地方法務局の職員から助言に関しては受けているということですね。実は、困っているのは、不適切な書き込みをされているのは当該の児童生徒、保護者もそうなんですけれども、実際この事案に関係していないんだけれども関連してしまった、関連するとされてしまった方というのもいるわけですよね。そういった方たちが、自らのお金、自らの労力を使って対処していかなきゃいけないというところが課題になっているというふうに思っています。だから、インターネットといった非接触での居場所に関する対策は、全部が把握できないのですごく難しいと思うんですが、どの範囲に対して対応を行っているのかなというのが気になるんですよね。まず行うこととしては、児童生徒を含めて相談しやすい場所とか人とか、そういったことだと思うんですけれども、その見解をお示しいただきたいと思います。

また、そういったことが起きたときに、各相談窓口の相談方法、それから受付時間についてもお示しください。

○末木学校教育部教育指導課主幹 児童生徒が自分に関わるインターネット上の不適切な書き込み等を発見した際には、それらが拡散しないよう早急に削除依頼等の対応を行う必要があることから、児童生徒や保護者が気軽に相談できるよう、学校での相談体制の整備や相談窓口の周知が大切であると考えております。今後も各学校において学級担任を中心に組織的に相談対応を行うなど、児童生徒や保護者との信頼関係を基盤とした相談しやすい体制づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談支援についての周知や、旭川市子ども総合相談センターや旭川地方法務局の子どもの人権110番、北海道警察本部の少年相談110番などの相談窓口の周知を行うなど、ネットトラブル等の早期発見、早期対応等に取り組んでまいります。

なお、各相談窓口の相談方法と受付時間につきましては、旭川市子ども総合相談センターは電話 及び電子メールで相談することができ、電話相談につきましては、月曜日及び木曜日は受付時間が 8時45分から20時まで、火曜日、水曜日、金曜日は8時45分から17時15分までとなって おります。また、電子メールによる相談につきましては、相談の内容によっては返信に時間がかか る場合があるものの、曜日や時間を限定することなく受付が可能となっております。旭川地方法務 局の子どもの人権110番は電話で相談することができ、月曜日から金曜日まで受付時間が8時3 0分から17時15分となっております。北海道警察本部の少年相談110番は、電話で相談することができ、月曜日から金曜日まで受付時間が8時45分から17時30分となっております。

〇江川委員 いずれの相談窓口も児童生徒にはなじみの少ない相談方法かと思います。それに対しての課題認識を聞きたいと思います。

○辻並学校教育部教育指導課長 ただいま御答弁申し上げました各相談窓口への相談方法につきましては、電話やメールが中心となっておりまして、これらの相談窓口に直接相談することは難しいと感じる児童生徒もいるものと考えております。いじめの早期解消のためには、学校がいじめの芽や兆候も含めまして、いじめを早期に発見することが必要であると考えておりまして、児童生徒が学級担任やその他の話しやすい教職員にいじめについて気軽に相談できるよう、各学校においては日頃から児童生徒及び保護者との信頼関係の構築に努めることが、何よりも大切であるというふうに考えております。関係機関に設置されている相談窓口は、学校における相談体制を補完する重要な役割を果たしておりまして、各学校においては年度初めはもとより、長期休業前など児童生徒の不安等が大きくなることが懸念される時期に合わせまして、年間複数回、相談窓口の周知を行うとともに、相談窓口への連絡の仕方などを児童生徒の発達の段階を踏まえて丁寧に説明するなど、周知の仕方についても今後一層工夫してまいりたいと考えております。

○江川委員 一応課題認識を持っていてくれてよかったなという感じです。

相談窓口の利用時間に関してなんですけれど、一番早くて8時半から、または8時45分という ことだと思うんですけれど、8時半って児童生徒はもう学校にいる時間ですよね。うちの子とかだ と8時10分登校なので、小学生だったらもうこの時間は家にいない。もう学校ですっていう時間 だと思うんですよね。部活があるとかそういったことを考えていくと、説明があった相談窓口の中 で利用できるとしたら、子ども総合相談センターぐらいしかないのかなということなんですよね。 小学校2年生の教科書に、電話のかけ方、電話の受け取り方というのが載っているぐらいですので、 うちの息子では電話というのはかなりハードルが高いです。また、個人の電話を持っていないと相 談窓口に電話をかけられないというふうな現状があると思います。これが中学生になってくると個 人携帯を持ち始めるので、何とか自分でできるようになるのかなと思います。さきの案件での質問 にもありましたけれど、子どもが自分でメールを打つというのも難しいですし、この前お手紙をも らってきたのですけれど、手紙での相談ができるということで切手代を負担してくれて、相談全部 に対して返事をくれますという内容だったのですが、どう書いたらいいのっていう人もいると思う んですよね。そういった中で相談方法として、これをやりました、これがありますよということで は何の解決にもなっていないというか、この挙げられている相談先では、やっぱり解決にはつなが ってないということを指摘せざるを得ないのかなと思っています。本事案ではいろんなところで情 報が出てきていますが、性被害の可能性が高いんじゃないかというような報道もあります。そうい ったことであると自分からではなくて、アウトリーチ型のさらに丁寧な事後フォローが必要だった わけですけれども、今の在校生に対しても同様の適切な対応が不可欠だと思っています。ですので、 その点をぜひ考えていただきたいと思います。

現在、気持ちが傷ついている児童生徒に対して、旭川市として今後の対応等についてどんなこと を考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇辻並学校教育部教育指導課長 本事案につきましては、保護者の皆様をはじめ多くの市民の皆様

方にも多大な御心配をおかけし、また社会的にも大きな影響を及ぼしている事案でもありまして、 当該の中学校はもとより、他の小中学校においても不安等を感じている児童生徒も多くいるものと 認識しております。そのため、教育委員会では全小中学校の児童生徒を対象といたしまして、例年 6月上旬までに実施しておりますいじめの把握のためのアンケート調査を前倒しいたしまして、5 月中旬までに実施するとともに、5月末までに各学校において個別の教育相談や、命の大切さやい じめの防止等について考える道徳科の授業を行うなど、いじめの未然防止等や早期発見、解消の取 組を進めてきたところでございます。今後も、当該校における生徒の心のケアに向けた取組を継続 するとともに、全小中学校におきまして児童生徒の悩みや不安を解消することができるよう、スク ールカウンセラーも活用しながら相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○江川委員 相談体制の充実ということです。大人の世界を見ても、私はいじめという事象はなくならないんじゃないかなというふうに思っています。ですので、悩みや不安が深刻になる前に、小さなささいなうちに相談してというところを重視すべきなのかなと思っています。ただ、今もう予断を許さないというか、もう発生してしまっていることがあるので、取り急ぎ現在の状況を解決していくためには、専門職の方などに頼る必要があるのではないかというふうに考えています。もう教育委員会の皆さんだけで対応するのも、業務量もたくさんあると思いますので手いっぱいだと思いますし、児童生徒が悩みや不安を打ち明けられないと思うんですよね。ですので、特別な相談窓口などの設置等というのを考えていますでしょうか。

○品田学校教育部長 いじめの早期発見、それから早期対応、早期解消のためには、いじめにつながりかねない児童生徒の言動ですとか、当該児童生徒と周囲の児童生徒との人間関係の変化など、いじめの芽や兆候を含め、いじめを早期に発見できるよう、教職員の観察力や対応力を高める研修を実施するとともに、委員の御指摘のとおり、専門家の助言等による相談体制の充実が必要であると考えております。教育委員会といたしましては、いじめ事案に対応するための相談窓口の新設につきましては、現段階においては考えていないところでありますが、今後いじめ問題に係る教員の研修の充実ですとか、各関係機関の相談窓口の周知の工夫に取り組むほか、お話がありました旭川市子ども総合相談センターや人権擁護委員会、警察などの関係機関等から専門的な助言をいただきながらいじめの早期発見等に取り組むとともに、各学校において配置しておりますスクールカウンセラーによる相談支援を継続していきたいと考えております。

○江川委員 スクールカウンセラーさんだけではなくて、学校には養護の先生もおられるので、小さな学校では、話を聞きながら助言するということもできているとは聞いています。また、当該事件に関わっては、やはり関係のない方への人権侵害が起きてしまっているという現状があります。子ども総合相談センターで相談を受けられるのは18歳までの子どもですから、18歳以上の方が相談を受けたいとなると対応してもらえる窓口がなかなかなくて困っているケースがあるとも聞いています。今のところ、新たな窓口の設置は考えていないということなんですけれども、相談を受けた後にしっかりとつなぐ先、つなげる先といったことでアドバイスができるような、案内ができるような体制をつくっていただきたいということと、当該事件に関わっての様々な被害に関しては、年齢に限らずどんな方に対しても何らかの対処をする必要があるということを指摘させていただいて、私の質疑を終わらせていただきます。

〇品田委員長 この件に関してほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 ないようですので、これで本日の経済文教常任委員会を終わります。

散会 午前11時27分